

繁華街における飲食店等の夜間特別査察実施結果について

1 実施日時

令和8年7月8日（水）

午後5時から午後7時まで

2 実施対象物

甲府市丸の内一丁目及び二丁目周辺

23対象物（48テナント）を実施

3 実施査察員

24人（4班）

4 違反状況



指 摘 事 項	指摘件数	指摘割合
避難通路又は階段に避難の障害となる物件存置等	16件	76.2%
防火戸の閉鎖障害又は作動障害（くさび止め等）	2件	9.5%
厨房設備（附属する排気ダクト等）の維持管理不備	3件	14.3%
合 計	21件	100%

5 指導状況

違反が認められたテナントの関係者に対し、是正するよう指導しました。

また、避難経路又は階段に避難の障害となる物件を存置していた3テナントに対し、消防法第5条の3第1項に基づく除去命令を発令しました。このうち1件は即日是正され、残り2件についても、翌日の履行確認により是正を確認しました。

なお、接客中等の事情により検査を実施できなかったテナントや、関係者不在のテナントに対しては、随時、指導を行っていきます。

6 建物関係者の皆様へ

万が一火災が発生した際、建物を利用される方の命を守るためには、日頃の適切な維持管理が不可欠です。避難経路となる通路や階段には、避難の障害や出火の原因となる物件を絶対に置かないでください。

また、厨房設備の排気ダクト等は定期的に清掃を行い、付着した油による火災を防ぐようお願いいたします。

甲府地区消防本部査察課違反是正係
055-222-1284（直通）